

熊本県建築物 耐震改修促進計画 概要版

平成 28 年熊本地震（以下「熊本地震」といいます。）では、最大震度 7 の揺れを 2 度にわたり観測し、住宅の倒壊などにより 204 人（平成 29 年 2 月現在）の尊い命が失われ、18 万 3 千棟を超える建築物に被害が及ぶなど、甚大な被害が発生しました。

今後の地震による建築物の倒壊等の更なる被害を未然に防止し県民の生命、身体及び財産を保護するため、新たな目標や施策を設定し、建築物の耐震化のより一層の促進を図ることを目的として、「熊本県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」といいます。）を策定しています。



計画の背景と目的

熊本地震は、震源域付近に存在する布田川断層帯、日奈久断層帯の活動によるものと考えられています。

政府・地震調査研究本部による主要活断層の長期評価
(算定基準日：平成 29 年 1 月 1 日)

S ランク (高い) 全国で 35 区間
A ランク (やや高い) 全国で 49 区間
Z ランク (ほぼ 0%) 全国で 56 区間
X ランク (不明) 全国で 49 区間

計：189 区間

熊本県内
日奈久断層帯(八代海区間)
日奈久断層帯(日奈久区間)
熊本地震後も地震発生確率が高い
S ランクと評価されています。



南海トラフ沿いの地震をはじめ、大きな地震の発生が憂慮されており、いつ、どこで大規模な地震が発生してもおかしくないとの認識のもと、早急かつ計画的に建築物の耐震化を促進する必要があります。

計画の位置付け

県促進計画は、耐震改修促進法第5条に規定する都道府県耐震改修促進計画として位置づけるとともに、「熊本県地域防災計画」における災害予防計画の実施のための計画としても位置づけます。

●計画期間：平成29年度から平成37年度

耐震化の現状と今後の目標

平成37年度までに

住宅及び特定建築物の「耐震性が不足するものを概ね解消」することをめざします。

	現状（H27年度末）	目標（H37年度末）
住宅	耐震化率 79%	耐震性が不足するものを概ね解消
特定建築物	耐震化率 90%	耐震性が不足するものを概ね解消



特定建築物（特定既存耐震不適格建築物）とは？

学校・体育館・病院・老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上の建築物、一定量以上の危険物を扱う建築物、緊急輸送道路を倒壊により閉塞するおそれのある建築物のことをいいます。

建築物の更なる耐震化への取組み

①熊本地震を踏まえた住宅等の耐震化の促進

○住宅の耐震診断及び耐震改修への公的支援等の強化

熊本地震では、度重なる強烈な揺れにより、多くの建築物が倒壊する等の被害を受けました。

平成37年度における住宅の耐震化の目標達成には、平成27年度を基準とすると、約14万戸の住宅の耐震化を図る必要があります。

このため、今後起こりうる地震等に備え、住宅の耐震診断や耐震改修等に対する公的支援等を強化します。

木造戸建て住宅の耐震化支援

- 県による耐震診断士派遣事業創設 一般診断
- 耐震設計・改修等補助制度の創設
耐震設計、耐震改修、耐震シェルター工事、建替工事



○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

大きな揺れが予想される地域においては、緊急輸送道路沿道建築物の倒壊により、多数の者の円滑な避難が阻害される恐れがあります。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられた道路等を対象に沿道建築物の耐震化を促進します。

- 緊急輸送道路ネットワーク沿道建築物への耐震診断補助を実施し耐震化促進
- このうち特に重要な区間については耐震診断・報告を義務付け

緊急輸送道路沿道建築物とは？

地震によって倒壊し緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物のことをいいます。



②防災上重要な公共建築物等の更なる耐震化

○市町村庁舎、避難所等の防災拠点となる施設の耐震化の促進

熊本地震では、震災後の活動拠点である庁舎等が、損壊や倒壊の危険性が生じたことにより、行政機能の移転を余儀なくされました。

また、指定避難所が被災したことで、十分機能できなかった事例がありました。

○社会資本整備総合交付金を活用し、改修や建替えによる耐震化の促進

○地域防災計画で特に指定した建築物

⇒ 必要に応じて個別に耐震診断・報告を義務付け



熊本地震での庁舎の被害

○大規模なホテル、病院等の耐震化の促進

大規模な建築物が倒壊した場合、人的・経済的被害が拡大することが予想されます。このため、一定規模以上の大規模なホテル、病院、商業施設等について、耐震改修促進法の規定に基づき耐震診断の結果を公表しました。

また、これらの施設については、国、県、市町村により耐震診断・改修等の補助を行い、耐震化の促進を図っています。

○社会資本整備総合交付金を活用し、改修や建替えによる耐震化の促進

③非構造部材を含めた安全対策

○地震後の継続使用を可能とするための天井等の非構造部材の安全対策強化

熊本地震などの大規模地震発生時には、天井の脱落や外壁落下等の被害事例がありました。人的被害を軽減するには非構造部材を含め、建築物全般に係る安全対策が重要です。

○適切な安全対策が講じられるよう定期報告制度の活用による状況把握、指導

○社会資本整備総合交付金を活用した耐震改修の促進



熊本地震での天井の被害

○エレベーター、建築設備等の安全対策の促進

大地震ではエレベーターへの閉じ込めや設備機器の転倒等が発生しており、建築設備についても安全対策が必要です。

○適切な安全対策が講じられるよう定期報告制度の活用による状況把握、指導

○社会資本整備総合交付金を活用した公的施設における耐震改修の促進

④耐震化に係る体制整備及び人材育成

○耐震診断等に対応できる専門技術者養成の強化

熊本地震による建築物の耐震化に関する需要の急増により、建築技術者の不足が課題となっています。

○耐震診断に関する実践的な講習会等を開催し、積極的な人材育成を実施

○建築技術者に関する県外との相互応援体制の構築

○建築物所有者等に対する相談窓口の開設、耐震化方法等の情報提供の充実

○建築物の安全性や改修技術についての県民からの相談に応じるため相談窓口や情報提供の充実

身近に出来る耐震対策

▶▶▶ リフォームに併せた耐震改修

住まいの家族構成や生活スタイルが変わることにより、増改築等のリフォームが必要になる場合に、これらのリフォームに併せて耐震改修を行うと費用の面においても安価で、適確な耐震改修ができるなど、合理的で効果の高い耐震改修を行うことができます。



▶▶▶ 住宅の耐震性低下の防止（日頃からのメンテナンス）

木造住宅等の柱や梁等の構造部材の腐朽やシロアリ被害等による耐震性の低下を防止するため、日頃から屋根、外壁、基礎のひびや欠け、内装のシミ等の雨漏りの兆候、床下等に蟻道（ぎどう。シロアリの分泌物等でできた通り道）が見られないか等の点検、床下等の換気、点検で異常があった場合の適切な補修等の対策を行うことが重要です。

▶▶▶ 家具等の転倒防止

建築物に被害がなくても、家具等の転倒や散乱で、下敷きになったり、避難が遅れたりといった被害を未然に防止することが重要です。

そのためには、家具や電化製品等の転倒を防止する金物等による固定や家具等のガラスの飛散防止対策、大型家具・電化製品等の配置の工夫（就寝場所や避難経路からはずれた場所への配置換えなど）等、屋内外の日常の安全点検による地震に対する備えの強化が必要です。



相談窓口等



相談事項等		相談先	電話番号
建築物耐震化に関する相談全般		一般財団法人熊本県建築住宅センター	096-385-0771
補助制度等について	戸建て木造住宅 耐震診断士派遣	熊本市以外	一般財団法人熊本県建築住宅センター
		熊本市	熊本県建築課
	戸建て木造住宅耐震設計・改修 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断 大規模建築物の耐震化	熊本市建築物安全推進室	096-333-2535 096-328-2449
建築関係団体		各市町村担当課	
		公益社団法人熊本県建築士会	096-383-3200
		一般社団法人熊本県建築士事務所協会	096-371-2433
		一般社団法人熊本県建築協会	096-364-2122

熊本県ホームページでも建築物耐震化に関する情報をご案内しています。

県トップ→県土づくり→建築→建築物の地震対策（震前対策）